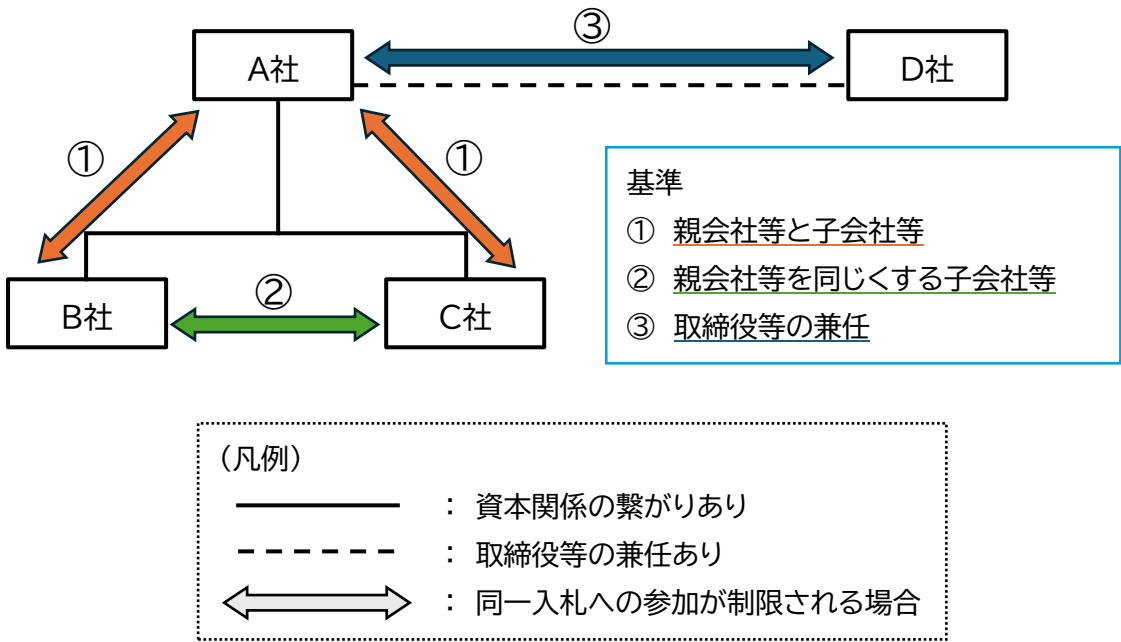


<<特定関係にある資格者同士の入札参加制限に関する図解>>

【同一入札への参加が制限される事例】

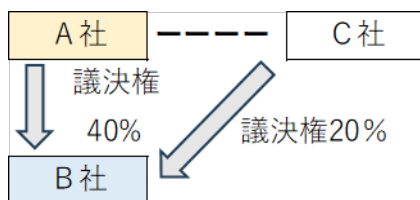


【親会社・子会社の考え方】

A社から見た場合に子会社等とされるB社の例

1. 直接過半数の議決権を所有している場合 A社 ↓ 議決権 50%超 B社	2. A社とその子会社C社が合わせてB社議決権の過半数を所有している場合 A社 子会社 C社 ↓ 議決権 40%超 ↓ 議決権 30% B社
3. A社の子会社C社がB社議決権の過半数を所有している場合 A社 ↓ 議決権 50%超 C社 ↓ 議決権 50%超 B社	4. A社とその代表取締役Xが合わせてB社議決権の過半数を所有している場合 A社 代表取締役 X ↓ 議決権 40%超 ↓ 議決権 20% B社

5. A社と緊密な関係にあるC社が合わせてB社議決権の過半数を所有している場合

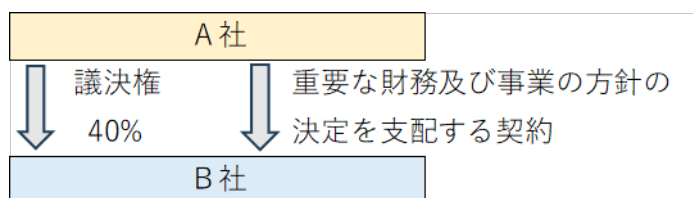


※緊密な関係とは

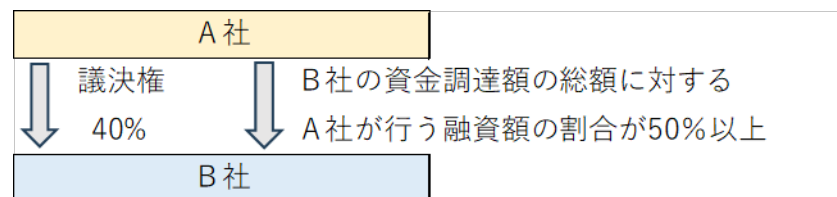
人事、資金、技術取引等において緊密な関係があることにより、A社と同一の内容の議決権を行使すると認められる者、又は、A社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者

6. A社が議決権の40%以上を所有し、①B社の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約を結んでいる場合、もしくは、②B社の資金調達額の総額に対するA社の融資額の割合が50%以上の場合。

①

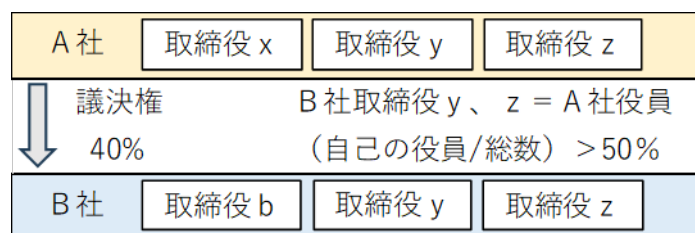


②



7. A社が議決権の40%以上を所有し、A社の取締役等がB社の取締役会の総数の過半数を占めている場合

※A社の元役員がB社の取締役会の過半数を占めている場合を含む



【人的関係の対象基準】

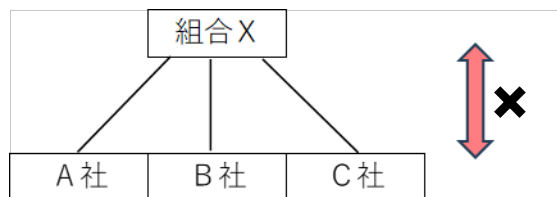
- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社の取締役を除く）
- ③ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された
管財人
- ④ 指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※ 「取締役」には、非常勤取締役も含まれます。

※ 「監査役」、「執行役員」等は該当しません。

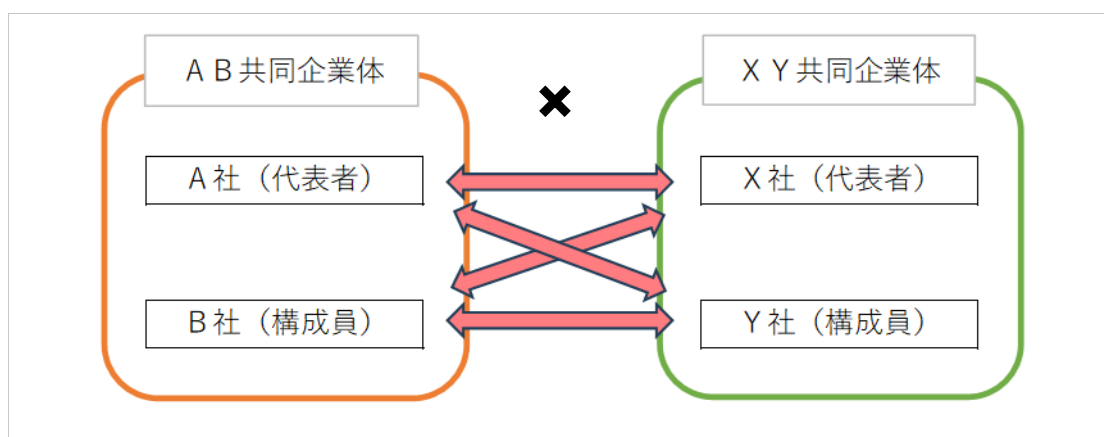
【組合とその構成員】

組合とその構成員が同一入札に参加することはできません。



【共同企業体】

特定関係にある資格者同士のJVにおける取扱い



※上記 A 社・B 社と X 社・Y 社間のいずれかに特定関係がある場合は、両方の共同企業体が同一入札に参加することはできません。